

四半期報告書

(第31期第1四半期)

自 平成26年5月21日

至 平成26年8月20日

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町2512番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 3
- (2) 新株予約権等の状況 3
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 3
- (4) ライツプランの内容 3
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 3
- (6) 大株主の状況 3
- (7) 議決権の状況 4

2 役員の状況 4

第4 経理の状況 5

1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 6
- (2) 四半期損益計算書 8

2 その他 12

第二部 提出会社の保証会社等の情報 13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年9月30日
【四半期会計期間】	第31期第1四半期（自平成26年5月21日 至平成26年8月20日）
【会社名】	株式会社クスリのアオキ
【英訳名】	KUSURI NO AOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076-274-1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長 八幡 亮一
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076-274-1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長 八幡 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第1四半期 累計期間	第31期 第1四半期 累計期間	第30期
会計期間	自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日	自 平成26年5月21日 至 平成26年8月20日	自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日
売上高 (百万円)	28,292	32,800	114,411
経常利益 (百万円)	1,437	1,893	6,085
四半期(当期)純利益 (百万円)	865	1,220	3,825
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,313	1,338	1,337
発行済株式総数 (株)	7,788,500	15,650,000	7,824,000
純資産額 (百万円)	14,106	18,059	16,974
総資産額 (百万円)	42,594	55,295	51,772
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	55.55	77.96	244.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	55.16	77.76	243.94
1株当たり配当額 (円)	—	—	38.00
自己資本比率 (%)	33.1	32.6	32.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。
4. 第31期第1四半期累計期間より、商品の評価方法を変更したため、第30期第1四半期累計期間及び第30期の関連する主要な経営指標等について、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。
5. 当社は、平成26年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期(当期)純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」を算定しております。
6. 第31期第1四半期累計期間より金額の表示単位を千円から百万円に変更しております。なお、比較を容易にするため、第30期第1四半期累計期間及び第30期についても百万円単位に組替え表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期会計期間より、会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前年同四半期比較を行っております。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成26年5月21日～平成26年8月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景に為替相場も円安で安定し、企業収益や雇用情勢の改善等が見られましたが、一方で消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が長引く傾向が見られ、景気動向は先行き不透明感が増してきております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、他業種の参入により医薬品販売の先行きの厳しさが増す等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念の下、引続き、地域のお客様に支持される売場づくりに努めるとともに、既存店の活性化に注力し、5店舗の全面改装を実施いたしました。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを、富山県に3店舗、新潟県に3店舗、群馬県に4店舗、埼玉県に1店舗、岐阜県に5店舗、滋賀県に1店舗の合計17店舗の出店を行い、さらなるドミナント化を推進いたしました。

また、ドラッグストア併設調剤薬局を石川県に3薬局、富山県に2薬局、福井県に1薬局、長野県に2薬局、滋賀県に1薬局、愛知県に1薬局の合計10薬局を新規開設いたしました。一方、富山県のドラッグストア1店舗を閉店いたしました。

この結果、当第1四半期累計期間の当社の店舗数は、ドラッグストア239店舗（内調剤薬局併設119店舗）、調剤専門薬局6店舗の合計245店舗となっております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高328億円（前年同期比15.9%増）、営業利益18億58百万円（前年同期比33.4%増）、経常利益18億93百万円（前年同期比31.7%増）、四半期純利益12億20百万円（前年同期比41.0%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産合計は552億95百万円となり、前事業年度末に比べ35億22百万円増加いたしました。主な増加要因は、現金及び預金の増加24億2百万円、新規出店等による建物等の有形固定資産の増加10億92百万円等によるものであります。

負債合計は372億35百万円となり、前事業年度末に比べ24億38百万円増加いたしました。主な増加要因は、買掛金の増加23億37百万円、新規店舗の設備投資を用途する長期借入金（1年内返済予定含む）の増加11億59百万円等によるものであり、主な減少要因は、賞与引当金の減少3億39百万円、未払法人税等の減少11億44百万円等によるものであります。

純資産の部につきましては、前事業年度末に比べ10億84百万円増加し180億59百万円となりました。また、自己資本比率は、32.6%となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成26年8月20日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,650,000	15,650,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	15,650,000	15,650,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成26年5月21日 (注)1	7,824,000	15,648,000	—	1,337	—	1,490
平成26年5月21日～ 平成26年8月20日 (注)2	2,000	15,650,000	0	1,338	0	1,490

(注)1. 平成26年5月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、所有株式数を1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年5月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年5月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,822,200	78,222	—
単元未満株式	普通株式 1,800	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	7,824,000	—	—
総株主の議決権	—	78,222	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間より百万円単位をもって記載することに変更しました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成26年5月21日から平成26年8月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年5月21日から平成26年8月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年8月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,257	7,660
売掛金	1,706	1,630
商品及び製品	12,135	12,286
繰延税金資産	1,221	1,031
未収入金	2,460	2,310
その他	36	37
貸倒引当金	△18	△17
流動資産合計	22,800	24,939
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	16,367	18,158
土地	1,087	1,087
その他（純額）	6,813	6,114
有形固定資産合計	24,268	25,361
無形固定資産		
借地権	760	781
その他	135	144
無形固定資産合計	895	925
投資その他の資産		
投資有価証券	118	131
関係会社株式	4	4
繰延税金資産	182	179
敷金及び保証金	2,378	2,482
その他	1,161	1,307
貸倒引当金	△39	△39
投資その他の資産合計	3,807	4,067
固定資産合計	28,972	30,355
資産合計	51,772	55,295
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,379	17,717
1年内返済予定の長期借入金	1,982	2,087
未払法人税等	1,618	474
賞与引当金	766	412
役員賞与引当金	1	16
ポイント引当金	1,392	1,533
その他	3,391	3,338
流動負債合計	24,533	25,580
固定負債		
長期借入金	6,741	7,796
役員退職慰労引当金	306	318
資産除去債務	1,204	1,321
その他	2,011	2,218
固定負債合計	10,264	11,655
負債合計	34,797	37,235

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年8月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,337	1,338
資本剰余金	1,540	1,541
利益剰余金	14,054	15,125
自己株式	△0	△0
株主資本合計	16,932	18,005
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22	31
評価・換算差額等合計	22	31
新株予約権	19	22
純資産合計	16,974	18,059
負債純資産合計	51,772	55,295

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年5月21日 至 平成26年8月20日)
売上高	28,292	32,800
売上原価	21,015	24,118
売上総利益	7,277	8,682
販売費及び一般管理費	5,883	6,823
営業利益	1,393	1,858
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	1	1
受取家賃	11	11
固定資産受贈益	16	16
補助金収入	2	2
受取手数料	17	25
その他	22	7
営業外収益合計	74	67
営業外費用		
支払利息	21	22
賃貸収入原価	7	6
その他	2	3
営業外費用合計	30	33
経常利益	1,437	1,893
特別損失		
固定資産除却損	2	—
減損損失	20	—
特別損失合計	22	—
税引前四半期純利益	1,414	1,893
法人税、住民税及び事業税	330	484
法人税等調整額	219	188
法人税等合計	549	673
四半期純利益	865	1,220

【注記事項】

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社は、従来、商品の評価方法について、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりましたが、当第1四半期会計期間より、調剤に用いる薬剤等を除き、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更いたしました。

この変更は、業容拡大の中で、利益管理の精緻化を目的として、迅速に在庫金額を把握し、より適正な期間損益計算を行うために行ったものであり、システム改修によって商品（調剤に用いる薬剤等を除く）ごとの平均単価を把握することが可能になったことによるものであります。当会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前事業年度について、遡及適用後の四半期財務諸表及び財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ95百万円増加しております。また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、商品及び製品、利益剰余金の前期首残高がそれぞれ467百万円、301百万円減少しております。なお、前第1四半期累計期間の1株当たり四半期純利益金額は、3円95銭増加しており、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましても、3円92銭増加しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年5月21日 至 平成26年8月20日)
減価償却費	409百万円	580百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月19日 定時株主総会	普通株式	124	16	平成25年5月20日	平成25年8月20日	利益剰余金

II 当第1四半期累計期間(自 平成26年5月21日 至 平成26年8月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年8月19日 定時株主総会	普通株式	148	19	平成26年5月20日	平成26年8月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は医薬品・化粧品等の小売事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年5月21日 至 平成26年8月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	55円55銭	77円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	865	1,220
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	865	1,220
普通株式の期中平均株式数(株)	15,574,283	15,649,275
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	55円16銭	77円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	108,862	39,926
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 当社は、平成26年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期会計期間における会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期累計期間については遡及適用後の1株当たり四半期純利益金額となっております。会計方針の変更に伴う前第1四半期累計期間に係る1株当たり情報に対する影響額は、「会計方針の変更」に記載しております。

(重要な後発事象)

平成26年9月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定ならびに平成26年8月19日開催の当社第30回定時株主総会における承認に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について下記の通り決定しました。

新株予約権の総数	288個 (注) 1
付与対象者の区分及びその人数並びに割当てる新株予約権の数	取締役7名 70個 使用人27名 218個
新株予約権の割当日	平成26年9月25日
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	28,800株 (注) 2
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり4,905円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月1日 至 平成30年9月30日
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式は、100株である。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

(当初行使価額)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

②ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ①当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
- ②当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
- ③当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
- ④当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
- ⑤当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月30日

株式会社クスリのアオキ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出 健治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クスリのアオキの平成26年5月21日から平成27年5月20日までの第31期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年5月21日から平成26年8月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年5月21日から平成26年8月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クスリのアオキの平成26年8月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。